

## 世界税関機構が関税 評価と移転価格の関係 に関するガイドを公表

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブ・サマリー

2015年6月24日、世界税関機構(World Customs Organization: WCO)は、「関税評価と移転価格に関するWCOガイド」(以下、「ガイド」)を公表しました。当該ガイドは、多国籍企業の税関調査や関税評価を担当する税関当局に資するものとして作成されましたが、多国籍企業や国税当局にとっても参考となるものです。当該ガイドの目的は、関税評価と移転価格の関係について理解の向上を図ることで、関税支払額の算定において一貫性を増し、より高い正確性をもたらすことにあります。

当該ガイドの主要ポイントは以下の通りです。

- ▶ 関税評価額の裏付けに移転価格文書を活用する実用的アプローチを示した、国際商業会議所(ICC)発行の「移転価格と関税評価額に関する政策提言」(本年前半に改訂版を公表)の内容について、広範囲な検討を実施。
- ▶ 輸入取引価格を、「販売状況基準("Circumstances of sale" Test)」に基づき関税面から裏付けるに当たり、いかに企業及び税関当局が移転価格データを活用することができるかという事例を紹介。特に、企業に最も頻繁に用いられる移転価格アプローチである取引単位営業利益法(TNMM)、及び利益比準法(CPM)に注力する。

- ▶ 移転価格調整金の関税上の取り扱いについて解説。それによると、移転価格の調整が製品輸入時点に導入済みの移転価格ポリシーに基づいて行われ、当該調整が輸入製品価格に影響を与え得るものである場合(税務目的のみの調整を除く)、税関当局は当該調整金を取引価格の一部と見なさなければならないとしている。これに対し、所得税目的のみの調整については、当該期間の輸入において取引価格を課税価格に用いることに疑問を呈している。
- ▶ 税関当局向けの「グッドプラクティス」を提示。そこでは、税関当局が関連者間取引の検証を行う際に、企業の移転価格スタディに含まれる情報の活用を奨励する。
- ▶ 多国籍企業向けの「グッドプラクティス」も提示され、その内容は下記の通り。
  - ▶ 移転価格に関し、税務部門、関税担当部門及び外部アドバイザー間で連携体制を構築すること
  - ▶ 移転価格文書を作成する、又は事前確認(APA)を締結する際には、税関当局の視点を考慮すること
  - ▶ 各国の個々の要件を考慮しつつ、税関当局に対し、輸入後に価格調整が起こり得ることの事前通知を行うこと
  - ▶ 移転価格の分析結果やデータを関税の観点から税関当局に説明できるよう、関税面からの翻訳を行うこと

## 詳細

### 背景

移転価格と関税評価の相関関係については、長年多国籍企業と税関当局の間で課題となっていました。特に、最近の税関当局による関連者間取引に着目した税関調査の増加と同時に移転価格が注目されるようになり、企業は移転価格と関税評価の両方について合理性と一貫性のある対応をしなければならないというプレッシャーに迫られています。またこれは、従来からあまり連携していなかった税務当局と税関当局に対しても課題を突き付けています。

ガイドの公表にあたり、WCOは次のように説明しています。

「これは多国籍企業グループ内の国際取引に関わるものである。税関当局は、WTO関税評価協定における価格決定方法に基づき輸入品の取引価格が買手と売手の関係に影響されていないことに重点を置いている。一方税務当局は、同じ取引について、所得税の観点からの独立企業原則に則しているかを調査する。この場合に使用される方法は、OECD移転価格ガイドラインに基づくものである。」

### 概要

当該ガイドは6章からなり、それぞれ次の主要項目に重点を置いています。

- ▶ 第1章: ガイドの説明とその目的
- ▶ 第2章: WTO関税評価協定における関税評価額の決定方法の説明、特に取引価格による決定方法と関連者間取引に適用される条件
- ▶ 第3章: 法的な枠組みを含む移転価格の説明、及びOECD移転価格ガイドライン<sup>1</sup>で詳述される独立企業原則の説明と関連する実務的な問題等
- ▶ 第4章: 現在運用されている関税評価額の決定方法と移転価格算定方法の類似点に着目、及びこれに関して現在までに行われた作業について
- ▶ 第5章: 関税の観点から関連者間取引の検証を行う際の移転価格スタディの活用について
- ▶ 第6章: 関税当局、事業者及び税務当局にとってのグッドプラクティスの特定を通じた関税及び税務領域双方間での注意喚起と連携

ガイドにはまた多くの添付資料が含まれ、各国のイニシアチブ、関税評価作業部会及び技術委員会による今までの公表資料、並びに関連者間取引を検証する税関当局に有用と思われる移転価格関係文書や考え方に関する情報が提供されています。

### 主なポイント

WTO関税評価協定は、税関当局に対し、輸入取引が関連者間取引である場合に、当該取引価格が関連者間の関係性によって影響を受けていないことを確認するよう要求しています。一方、税務当局も、OECD移転価格ガイドラインに基づき、特定の取引が独立企業原則に則していることを確認する上で納税者間の関係性を重要視します。このように、関税評価と移転価格には類似性があることから、当該ガイドではそれらを列挙し、税関当局による関税評価の検証に移転価格文書を活用することのメリットに着目しています。また関連者間取引の貿易量のかつてない増大に鑑み、当該ガイドは関税及び税務領域の連携の必要性についても強調しています。

当該ガイドは、取引価格が関税評価の出発点であることを確認し、関連者間取引においても、関連者であることが価格に影響しない限り、取引価格が依然として課税価格として認められるべきとしています。その観点から、当該ガイドは、税関当局に対して、関税評価の観点から販売状況基準の検証を行うにあたり、移転価格の検証結果及び移転価格文書を確認することを推奨しています。

当該ガイドは、移転価格税制に基づく移転価格の算定方法が、多国籍企業の納税義務の算定にとって非常に重要な「中立的概念」であることを強調しており、租税回避のために価格を操作する手法ではないかとの懸念を軽減しようとしています。さらに、企業戦略における移転価格の算定方法が果たす役割にも着目し、移転価格の重要性が今後高まり続けるため、関税の観点からも移転価格は企業の事業上不可欠の要素とみなす必要があることを指摘しています。

当該ガイドは、税関当局、税務当局及び多国籍企業にとっての「グッドプラクティス」を列挙して終了しています。税関当局と税務当局は、この分野で協働し情報と知識を交換するよう奨励され、事業者は移転価格スタディやAPAを準備するにあたり税関当局のニーズを考慮するよう推奨しています。

企業は、税関及び税務当局相互のニーズに応えるために、関税と税務戦略を連携させるよう推奨されています。さらに、納税者としては、関税の観点からも利用できる移転価格文書の作成、税関当局に対する事前教示の取得の検討、及び移転価格調整の関税上の影響への効果的な対応のための内部手続きと方針の導入を検討することが重要となります。

## 企業にとっての影響

多国籍企業は以前から、法人税と関税の要件の双方を満たす共通のアプローチで、関連者間価格を設定することの利点を認識していました。そういう意味では、当該ガイドは、多くの企業が望んでいた国際機関による移転価格と関税評価の関係に関する詳細分析を提供していると言えます。

多国籍企業にとって当該ガイドは、関税と移転価格の両方の観点から整合した戦略を持つことの重要性と、これらの分野に積極的に取り組むことで得られる利点を示しています。多くの企業がOECD税源浸食と利益移転(BEPS)イニシアチブに照らして移転価格文書を見直すことに注力している今、同時に関税評価の文書化についても取り組む良いタイミングであるとも言えます。

特に最近ではアジア諸国を中心に、日系企業の海外子会社が現地税関当局による調査の中で、移転価格の適切性を問われ、追徴・罰金の支払いを余儀なくされるケースが増加しています。多くの場合、企業は既存の移転価格文書により価格の正当性を主張しようとするますが、税関当局からは関税の観点からの十分な説明になっていないとされ、その後、膨大な時間と労力を費やして税関対応に迫られることとなります。一口に独立企業間価格と言っても、法人単位の営業利益率の適切性に注力する移転価格税制と製品単位の取引価格の適切性を重視する関税評価とでは、当局への説明内容や方法が異なってくる可能性があることに留意する必要があります。世界的にBEPS対応が注目される中、各国税関当局においても、これまで以上に移転価格と関税の関係を厳しく精査してくることが予想されますので、関税評価の文書化作業を検討されることが推奨されます。

---

## 巻末注

1. 経済協力開発機構(OECD)多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針、2010年版

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150807

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)